行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月25日

島根県条例第51号

改正 平成28年3月25日条例第1号

令和2年10月9日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

- 第3条 県は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (個人番号の利用範囲)
- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、 同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。た だし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から 当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 県の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規

定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平28条例1・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=平成29年5月30日)

附 則 (平成28年条例第1号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=平成29年5月30日)

附 則(令和2年条例第38号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平28条例1・追加、令2条例38・一部改正)

執行機関		事務		
1	知事	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条		
		 に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学		
		た者等に対する就学支援金(同法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同		
		じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
2	知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法		
		 律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のだ		
		給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
3	知事	私立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の専攻科の生徒又は学		
		生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定める		
		もの		
4	教育委員会	島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)による授業料の減免に関する事		
		務であって規則で定めるもの		
5	教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当す		
		る額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
6	教育委員会	県立の高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金		
		の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
7	教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の		
		支給に関する事務であって規則で定めるもの		
8	教育委員会	高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与		
		に関する事務であって規則で定めるもの		
9	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨		
		励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定める		
		もの		
10	教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関		
		する事務であって規則で定めるもの		
11	教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給		
		付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		

別表第2 (第4条関係)

(平28条例1・追加、令2条例38・一部改正)

	執行機関	►例1・追加、令2条例38・一部改正) 	特定個人情報
1		高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学	
		した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金	
		 の支給に関する事務であって規則で定めるもの	に関する情報(以下「就学支援金
			関係情報」という。)であって規
			則で定めるもの
2	知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対す	就学支援金関係情報であって規則
		る奨学のための給付金の支給に関する事務であって	で定めるもの
		規則で定めるもの	
3	知事	私立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等	就学支援金関係情報であって規則
		に対する奨学のための給付金の支給に関する事務で	で定めるもの
		あって規則で定めるもの	
4	教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関す	就学支援金関係情報であって規則
		る事務であって規則で定めるもの	で定めるもの
5	教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学	就学支援金関係情報であって規則
		した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の	で定めるもの
		支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6	教育委員会	県立の高等学校の単位制による課程の生徒に対する	就学支援金関係情報であって規則
		就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事	で定めるもの
		務であって規則で定めるもの	
7	教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者	就学支援金関係情報であって規則
		等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	で定めるもの
		であって規則で定めるもの	
8	教育委員会	高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤	就学支援金関係情報であって規則
		労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であ	で定めるもの
		って規則で定めるもの	
9	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関	特別支援学校への就学奨励に関す
		する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律	る法律による特別支援学校への就
		によるものを除く。)であって規則で定めるもの	学のため必要な経費の支弁に関す
			る情報であって規則で定めるもの

10	教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金	就学支援金関係情報並びに独立行
		に相当する額の支援金の支給に関する事務であって	政法人日本学生支援機構法(平成
		規則で定めるもの	15年法律第94号)による学資の貸
			与及び支給に関する情報であって
			規則で定めるもの
11	教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の	就学支援金関係情報であって規則
		保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関す	で定めるもの
		る事務であって規則で定めるもの	